

議案第76号

石岡市朝日スポーツ交流施設条例の一部を改正する条例を制定
することについて

石岡市朝日スポーツ交流施設条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月4日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

朝日スポーツ交流施設に指定管理者制度を導入するため。

石岡市朝日スポーツ交流施設条例の一部を改正する条例

石岡市朝日スポーツ交流施設条例（平成17年石岡市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理等）

第10条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に施設の管理を行わせることができる。

2 指定管理者に行わせることができる管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設の使用の許可に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者が施設の管理を行う場合における利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

4 教育委員会は、指定管理者が施設の管理を行う場合においては、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

5 施設の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、この条例の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第3条から第8条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。